

平成22年第1回（3月）泉崎村議会定例会報告

平成22年第1回（3月）泉崎村議会定例会は、3月1日に召集告示がされ、3月4日から18日までの15日間の会期で行われました。

提出されました議案等につきましては、議案32件、報告1件、議員発議3件の計36件で、3月17日、18日の2日間で議案審議が行われ、全議案が可決されました。

なお、一般質問の質問は、3月11日木曜日に6名の議員が登壇して行われました。

また、陳情書3件が提出され審議の結果、全て採択となりました。

可決議案等

【報告第 1号】 専決処分の承認を求めることについて

◇福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び構成する団体の名称変更による福島県市町村総合事務組合の規約の変更について、専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものです。

【議案第 1号】 泉崎村条例等の用語等の統一に関する措置条例

◇泉崎村例規集を電子化するにあたり、用語、用字、送り仮名、敬称等を統一したものとするため条例を制定するものです。

【議案第 2号】 泉崎村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

◇国家公務員の勤務時間、休暇等については、平成21年4月1日から一般の職員の勤務時間が1日7時間45分、1週38時間45分に法律が改正されました。地方公務員の勤務時間等については、国家公務員の勤務時間に準拠するとされていることから所要の改正をするものです。

【議案第 3号】 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

◇一般の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正されたことに伴い、育児休業等に関しても各勤務形態ごとの勤務時間について改正をするものです。

【議案第 4号】 泉崎村国民健康保険条例の一部を改正する条例

◇平成22年4月1日より、乳幼児（6歳）の0割負担を拡大し、乳幼児・児童（12歳）までとするため、所要の改正をするものです。

【議案第 5号】 泉崎村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

◇後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が当分の間（後期高齢者医療制度の廃止までの間）継続されることから、国民健康保険税においても当分の間継続されることとなったため、所要の改正をするものです。

【議案第 6号】 泉崎村定住促進条例の一部を改正する条例

◇住宅分譲地の販売促進のため、奨励金の限度額の引き上げ及び新たな奨励措置を創設するため条例の一部を改正するものです。

【議案第 7号】 泉崎村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

◇泉崎村屠胴原地区農業集落排水事業の一部供用に開始に伴い、処理区域を追加するため条例の一部を改正するものです。

- 【議案第 8 号】 泉崎村道路線の認定について
 ◇道路法第8条第2項の規定により、村道に認定し維持管理をするものです。
- 【議案第 9 号】 土地及び建物の取得について
 ◇定住促進住宅として、村内に定住を希望する就労者へ賃貸住宅の供給を図り、生活の安定と福祉の向上に寄与するため、「雇用促進住宅」に係る土地及び建物を取得したいので、村条例の規定により議会の議決を求めるものです。
- 【議案第 10 号】 訴えの提起について
 ◇泉崎村営住宅の明け渡し及び滞納家賃等請求訴訟を提起することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。
- 【議案第 11 号】 字の区域の変更について
 ◇企業誘致のため造成した敷地及び進入路に係る字界の整理変更を行うため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。
- 【議案第 12 号】 白河地方土地開発公社定款の一部を変更する定款
 ◇地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、「土地開発公社経理基準要綱」の改正事項が平成21年度決算から適用されるため、白河地方土地開発公社定款を変更することについて、議会の議決を求めるものです。
- 【議案第 13 号】 平成21年度泉崎村一般会計補正予算（第6号）
 ◇既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 116,684 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,555,022 千円とするものです。
- 【議案第 14 号】 平成21年度泉崎村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 ◇既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 18,494 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 746,189 千円とするものです。
- 【議案第 15 号】 平成21年度泉崎村老人保健特別会計補正予算（第2号）
 ◇既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,295 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,021 千円とするものです。
- 【議案第 16 号】 平成21年度泉崎村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 ◇既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,273 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,381 千円とするものです。
- 【議案第 17 号】 平成21年度泉崎村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
 ◇既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,670 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,025 千円とするものです。
- 【議案第 18 号】 平成21年度泉崎村介護保険特別会計補正予算（第3号）
 ◇既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,227 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 382,878 千円とするものです。
- 【議案第 19 号】 平成21年度泉崎村介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）
 ◇既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,504 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,226 千円とするものです。

(次ページへ)

- 【議案第 2 0 号】 平成 2 1 年度泉崎村工業用地造成事業会計補正予算（第 2 号）
◇土地売却面積「33,352.84 m²」を「6,205.76 m²」に改め、収益的収入予定額「555,798 千円」を「160,124 千円」に、支出予定額「447,956 千円」を「159,036 千円」に、資本的支出の予定額「597,725 千円」を「202,051 千円」に補正するものです。
- 【議案第 2 1 号】 平成 2 1 年度泉崎村住宅用地造成事業会計補正予算（第 2 号）
◇土地売却面積「8,415.71 m²」を「1,063.92 m²」に改め、収益的収入予定額「298,757 千円」を「79,407 千円」に、支出予定額「260,759 千円」を「74,767 千円」に、資本的支出の予定額「296,375 千円」を「78,768 千円」に補正するものです。
- 【議案第 2 2 号】 平成 2 2 年度泉崎村一般会計予算
◇歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,335,000 千円と定めるものです。（前年度対比 46.5 %増）
- 【議案第 2 3 号】 平成 2 2 年度泉崎村国民健康保険特別会計予算
◇歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 737,464 千円と定めるものです。（前年度対比 1.2 %増）
- 【議案第 2 4 号】 平成 2 2 年度泉崎村老人保健特別会計予算
◇歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 652 千円と定めるものです。（前年度対比 89.9%減）
- 【議案第 2 5 号】 平成 2 2 年度泉崎村後期高齢者医療特別会計予算
◇歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 46,886 千円と定めるものです。（前年度対比 1.5%増）
- 【議案第 2 6 号】 平成 2 2 年度泉崎村国民健康保険診療所特別会計予算
◇歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,510 千円と定めるものです。（前年度対比 70.0%減）
- 【議案第 2 7 号】 平成 2 2 年度泉崎村介護保険特別会計予算
◇歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 355,820 千円と定めるものです。（前年度対比 6.6%減）
- 【議案第 2 8 号】 平成 2 2 年度泉崎村介護老人保健施設特別会計予算
◇歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 457 千円と定めるものです。（前年度対比 98.5%減）
- 【議案第 2 9 号】 平成 2 2 年度泉崎村農業集落排水処理事業特別会計予算
◇歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 444,707 千円と定めるものです。（前年度対比 17.5%増）
- 【議案第 3 0 号】 平成 2 2 年度泉崎村水道事業会計予算
◇業務の予定量を、給水戸数 1,962 戸、年間総給水量 846,089 m³、1 日平均給水量 2,318 m³に、収益的収入を「252,446 千円」、支出を「240,641 千円」に、資本的収入を「9,755 千円」、支出を「82,581 千円」と定めるものです。

（次ページへ）

- 【議案第 3 1 号】 平成 2 2 年度泉崎村工業用地造成事業会計予算
◇業務の予定量を、土地売却面積 42,717.18 m²に、収益的収入を「835,237 千円」、支出を「656,507 千円」に、資本的支出を「832,655 千円」と定めるものです。
- 【議案第 3 2 号】 平成 2 2 年度泉崎村住宅用地造成事業会計予算
◇業務の予定量を、土地売却面積「19,822.44 m²」に、収益的収入を「638,694 千円」、支出を「553,898 千円」に、資本的支出を「586,728 千円」と定めるものです。

発 議

*採択されました陳情は、議員発議により議会に提案され、可決後、意見書として国県等の関係機関に、積極的に働きかけを行うものです。

- 【発議第 1 号】 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
【発議第 2 号】 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書の提出について
【発議第 3 号】 後期高齢者医療制度の即時廃止を政府に求める意見書の提出について

陳 情 書

*福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について（採択）

提出者：日本労働組合総連合会福島県連合会
白河地区連合会議長

*社会的セーフティネットの拡充に関する意見書提出の陳情について（採択）

提出者：日本労働組合総連合会福島県連合会
白河地区連合会議長

*後期高齢者医療制度の即時廃止を政府に求める陳情書（採択）

提出者：全日本年金者組合白河支部長

(以上)